

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）

討議年月日：令和8年 3月 13日

公表：令和 5年 3月 20日

事業所名 ブロッサムジュニア久喜中央教室

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		小集団指導は最大5名でグループ編成し、遊戯室を使用して実施している。 集団指導室では宿題の時間を設けており、児童が集中しやすい環境になるよう学年ごとに座席エリアを指定し、適切なスペースの確保を促している。 感染症対策の観点からも、換気している個室にておやつを提供を最大4名までにし、時間差での案内を行っている。 また、個別療育においては3か所の個別指導室を有効に活用し、児童一人ひとりの発達段階や療育内容に応じた支援が円滑に行えるよう工夫している。	引き続き、活動内容に応じて一部屋あたりの児童人数を配慮をしながら、支援を行う。 また、児童の状況に合わせて安心安全で過ごせるスペースを提供していく。 保護者様より、室内を内履きにて支援を行ってほしいとのご要望あり。安全面の観点において事故防止のため、現状は靴下での支援にて様子見させていただく。 また、床清掃の強化を行い汚れ等が極力付着しないように務める。
	2 職員の配置数は適切である	○		作業療法士、保育士、理学療法士、心理士等の専門性を持った職員を配置し、児童の発達に必要な多様な支援体制を敷いている。課題や児童状況に応じてマンツーマンでの対応も行っている。 配置割合は、児童5名以上に対して指導員が2名以上配置されるようなタイムスケジュールとなっている。	引き続き、前月の段階で利用スケジュールを確定し、確定した利用者の人数や個々の児童状況に合わせ職員の配置を決めている。実稼働上で職員配置が適切かどうかの判断については、日ごとの時間単位タイムスケジュールに職員をアサインしながら配置確認を行っている。
	3 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		各教室や手洗い場、トイレなどの配置や導線を工夫し、登所から降所までスムーズに教室を利用できるよう整えている。見取り図や各室の表示、ロッカーのラベル、季節感を感じられる装飾、避難経路などの安全確保に関わる情報、その日の流れを可視化し、利用者が分かりやすい環境を整備している。 集団指導室では、座席表を作成し視覚的に示すことで、利用者が自分の席を把握しやすいようにしている。また、廊下と部屋の床面をフラットにし、ロッカーや下駄箱の角にコーナーガードを設置、階段には手すりを設置するなど、安全面にも配慮している。 さらに、各部屋の利用状況を確認するためのカメラを設置し、天井に空間を持たせた壁の構造を採用することで、有事の際に素早く確実な情報伝達ができるようにしている。	児童たちの安全面を十分に考慮しながら、明るく衛生的な空間を継続して保っていく。 また、物の配置や導線など危険度の度合い等を示す掲示物を作成し児童の目線に提示したうえで、興味関心を持って注視できるように配慮をしていく。
業務改善	4 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		業務全般にPDCAサイクルの観点を取り入れ、より良い取り組みと結果につながるよう進めている。特に療育支援に関わるPDCAサイクルについては職員全体が定期的に外部研修等を受けながら、学んだことや気付いたことを日々の業務推進に役立てている。	今後も業務を進めるにあたり、常に目標設定、進捗状況の管理、評価、振り返りを重ねていき、PDCAのサイクルによる業務の管理や調整を行えるようにしていく。PDCAサイクルについての理解を職員皆が身に付け業務を進めていく。
	5 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様向け評価表によるご意向の中で、改善すべき点や問題点などは真摯に受け止め、振り返りや問題点の洗い出しを行い職員間での情報共有や改善策について話し合いを行い改善するように対応を取っている。 また、日々の送迎時や面談時でも保護者様のご意向やご要望を伺い、業務の改善や推進に繋げている。	保護者様からの率直なご意向を様々な場面で承れるように、サービス提供記録のやり取りや機会あるごとの保護者様との接点においての当方へのご意向を常に把握し業務改善・推進につなげていく。
	6 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		事業所の自己評価については年度末にホームページにて公開している。	今後も事業所としての適切な自己評価を行い、改善対応が必要な事項については、具体的な改善案を職員で検討していき改善策を講じ、良好な事項についてはより向上推進させていき、ホームページを通じて公開し、よりよい事業所の運営に務めていく。
	7 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		事業運営の推進と一層の改善が進むよう、療育に関わりがあり、専門性の高い知見者、医療・福祉や公的機関に所属されている方の選定検討を行っている。	利用者の安心をより高めていくため、また、外部からの信頼を向上させる意味でも、第三者による外部評価の検討を継続して働きかけていく。

8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○	療育支援のスキル向上と安定した業務運営のスキル全般の向上を目的に、年間の研修計画を立て、療育スキルや発達支援に関わる知識を得るための自立支援協議会、基幹支援センター等の外部研修や本部SV研修、内部事例研修、社外職員研修などに取り組んでいる。また、業務運営に携わる上で重要となる事項については、本部SV研修、専門業者によるオンライン研修プログラム等の外部研修を計画に沿って行っている。	先事項に加え、キャリアパスに応じた研修等に参加が出来るようにしている。また、研修で得た知識や情報については職員間での共有化と業務実践が出来るような体制を取っている。
9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○	障害児相談支援事業所等作成のサービス利用計画内容と当事業所でのアセスメント内容で支援の必要となる事項の洗い出しを行い、カンファレンスにて意見を集約整理し見立て、保護者様のご要望も踏まえた上で、個別支援計画を作成している。	ご利用者の情報と5領域の総合的支援項目を踏まえた個別支援計画の原案を元に協議共有化し、本人の成長により繋がる療育支援となるよう定期的な振り返りを行い計画を立てていく。
10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○	標準化されたアセスメントシートを使用し、児童の発達過程や課題の有無、また、発達の程度や種別についても理解をしやすいように努めている。	標準化されたアセスメントツールの使用を継続させると共に、ツール内容とその各項目等について、より使用しやすく、支援プログラム内容が構築させやすい内容への見直しと共有化を継続させていく。また、アセスメントシートで取った内容を集計し図などの視覚情報としてわかりやすく理解できるように進めていく。
11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○	個別支援計画に基づき、個々の状況に応じた療育内容の確認を行い、専門的な視点やアセスメント時などに伺った保護者様のご意向やご要望などを踏まえて活動内容を決めている。 理学療法士・作業療法士・心理士の資格を持つ職員とも相談を行いながら個々に合わせた支援の内容を決めている。	継続してチームとして計画的に活動プログラムの立案、共有化、実行、検証また、検証を踏まえた再度の実行の流れを踏まえ、常によりよくしていく姿勢で取り組んでいく。
12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○	児童一人ひとりの多様な個性が豊かに育まれるよう、個別療育と集団療育のバランスや必要性を考慮しながら、専門的な知識を活かして活動プログラムを作成している。さらに、継続的な成長を支えるために、さまざまなアプローチを取り入れている。特に、夏祭りやクリスマスなどの季節の行事を適宜取り入れ、工夫を凝らしながら楽しく学べる環境を整えている。	これまでの活動内容の良い点や反省点を洗い出している。既存の活動に加えてレパートリーを増すことも念頭におき、より良い活動となるよう、計画的にチームで案を出し合い検討をしていき、実施内容を共有化しながら実行をすることを継続させる。
13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○	休日や長期休暇は、児童それぞれの発達状況や年齢を踏まえたうえで、療育時間の延長や小集団化した対応、集団療育の内容を増やす、外部施設を利用・見学するなど工夫をし、多様な対応を通して児童たちが有意義に活動が行えるようにしている。	今後も年間の予定や行事を見据えて、個々の児童の状況を踏まえたうえで、課題や取り組んでいく内容を検討し実行をしていく。

適切な支援の提供	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせて放課後等デイサービス計画を作成している	○	児童一人ひとりの特性や発達課題、興味・関心の対象、生活環境、ご本人の状況、利用頻度、保護者からの要望などを丁寧に把握し、将来を見据えた支援計画を作成し反映している。個別療育と集団療育のバランスを考慮し、児童にとって最適な支援が提供できるよう工夫している。	今後も個別支援計画作成までの流れを遅滞なく進めていき、総合的支援の5領域を踏まえた療育支援の活動が円滑に進むようにしていく。 また、必要に応じて保護者様との面談やお話を伺う機会を設け計画内容の相違が無いようにしていく。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○	事前に1週間の支援状況のタイムスケジュールを作成し、毎朝行う支援会議において、当日の支援内容の把握や利用者の確認を行い担当する利用者の情報を把握するようにしている。また、新規の共有事項などにおいては職員間で確認を行い認識の漏れがないようにしている。	今後も継続して取り組んでいき、当日の業務内容の把握や業務遂行が滞りなく行えるように支援会議を継続していく。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○	毎回の療育支援システムのケア記録やサービス提供記録の記載内容をもとに、支援終了後にその日の支援状況や必要な確認事項、次回の支援に向けた情報を共有している。 また、支援全般に関わる事項はHUGの業務日報を活用し、対応ポイントは別途一覧にまとめ、翌日の「支援ミーティング」で確認事項として取り上げている。	継続性のある支援と児童の成長度合いを考慮しケア記録の内容を具体的な表現で記入をしていく。また、内容を職員間で共有し支援内容の均一化に結びつけ、その後の支援内容に繋がるように工夫を行っている。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○	個別療育や集団療育など、それぞれの項目において支援のテーマを明確化し、使用した教材や支援の内容、利用者の進捗状況等を具体的に記載し、次回の支援内容や対応に継続できるようにしている。	今後も、具体的で明確な記録内容を記載していき、支援の均一化や安定した支援につながるように継続をしていく。
	18	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○	最低6ヶ月以内を基本として個別支援計画の見直しを行い、児童の短期・長期目標の達成状況や発達段階を踏まえながら、家族支援や他施設との連携を考慮している。事業所内の職員間や保護者とモニタリングを実施し、必要に応じて計画の修正を行う。モニタリングの際には、保護者の意向との相違がないかを確認しながら進めている。	日々の支援状況を踏まえながら、モニタリングを継続していく。
19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	○	児童の求めるニーズと発達支援の観点から見たニーズや保護者から伺っているニーズに応じた事項を基本として支援内容の設定をしている。また、ガイドラインに即した総合的支援の5領域を前提として療育支援の活動が良好に実践し実行ができるように支援内容の設定を行っている。	今後も、利用者の特性や特質、発達段階に応じた支援内容の具体的な計画と支援を行えるように努めていく。	

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○	児童発達支援管理責任者が基本参画をしつつ、直接的に支援を行っている職員とも意見交換ができるよう極力参画を促している。	今後も、児童発達支援管理責任者の参画をおこないながら、支援に携わっている常勤職員のリーダーを担う者の参画をしていくことを継続させていく。
	21	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	○	送迎時に月間の便りや下校時刻などの情報を確認し、必要な調整については保護者様、学校等に必ず連絡を行い利用児童のお預かりに認識の行き違いが生じないようにしている。また、緊急時の緊急連絡先や対応方法についてはマニュアル化して提示し職員間での周知徹底に取り組み送迎の業務を遂行している。送迎については、送迎の前後で名簿に丸つけを行い送迎のミスや時間の齟齬が無いように取り組んでいる。	今後も引き続き情報の漏れが発生しないように情報共有を行い、確認や当日のリーダー担当への報告など安全で安心できる送迎業務の遂行を継続させていく。
	22	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価	※重心・医ケア児の受け入れ不可施設のため未評価
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○	よりよい適切な支援を行うために、幼稚園等の生活状況の確認や発達の遅れに関連する配慮事項の認識を行っている。 また、電話や面談などの場面で情報共有と相互理解に努めている。	情報共有の機会や場面を増やし相互理解を深め、その後の定期的な情報交換を視野に入れて療育支援の充実を進めていく。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	○	該当する児童がいないため、未実施としている。	今後の利用児童などで、移行支援に該当する児童がいる場合は相互理解や情報共有を行い、不利益にならないように動いていく。
	25	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○	今年度は未実施。	インクルージョンの観点を取り入れ、様々な場面を想定し、児童たちにとって有益で、より視野が広がる取り組みとして、交流が深められるように計画を立てて実施を目指していく。また、地域の行事などの把握をしていく。
	26	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	久喜市基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携しながら、利根療育支援センターや他の療育支援事業所からの助言や情報を適宜取り入れている。	利用児童の療育支援内容をより充実させ向上をさせていくために、関係機関が主催する研修や専門性の高い知見者等からの見識やご助言を伺える機会には主導的に行動し積極的に参加をしていく。
	27	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	久喜市自立支援協議会子ども部会が主催する情報共有・意見交換会、教育と福祉の連携研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修に複数名が参加し、事業所内での伝達研修を通じて職員全体で内容を共有している。その後の療育支援に研修で得た知識や学びを生かしている。	引き続き自立支援協議会等の会議、研修には積極的に参加し、地域に根差した療育支援活動が継続向上するように進めていく。
28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	利用児童の送迎時や保護者専用のWebページを活用し、日頃から密にコミュニケーションをとりながら、お子様の様子について話せる機会を設けている。これにより、保護者の意向や家庭での児童の状況を共有する機会を増やしている。 また、発達に関することや新たな課題が見つかった際には、適宜面談を実施し、事業所と保護者が共通の理解を深められるよう努めている。	保護者様との共通理解に加えて、個々の児童における成長過程や新たな課題等を踏襲して、保護者様と電話や対面での面談を行い定期的に振り返りを行いよりよい療育内容や対応につなげていけるように進めていく。	
29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○	今年度は、希望があったご家族のペアトレのみ個別に実施をしています。	今後も希望人数によって、個別の対応も検討しながら実施を検討していく。	

保護者への説明責任等	30	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に書面にて読み合わせを行い、疑問点や不明点についてはご質問いただけるような体制で進めている。	今後もこれまでの説明体制を継続していく。
	31	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	利用されている児童の支援状況やご家族様の状況、環境なども十分に理解をしたうえで、定期的にお電話や面談にて相談支援を行っている。また、日常的なコミュニケーションに関しては、送迎時または、療育支援システム内の保護者連絡機能を通じてやり取りを行い連携を図っている。	今後もこれまでの体制継続させ、ご利用者の安心に繋がる相談体制と助言対応を行っていく。 また、定期的な事業所内相談支援実施の計画を実行していく。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	外部イベント、保護者同士のコミュニケーションを促進しお互いの理解を深めた。	職員体制等を含む状況で、土曜日の閉所を行った為実施をする場合は、担当の職員と調整をして検討を行っていく。
	33	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	利用児童や保護者様等から相談お申し入れがあった際は、速やかに対応を行っている。相談を伺う際は、傾聴する姿勢を持ちながらも改善や修正する必要がある事項に関しては、早急に対応を行い職員間で周知ができるように動いている。	今後も引き続き、常に利用者側の目線を持ちながら相談等については迅速な対応を行い、また、必要に応じて定期的な対応を継続させる。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	療育支援システムの活動記録機能を活用し、月ごとの小集団療育プログラムの確認や重要事項、行事案内を行っている。また、月刊の利用者向け通信で療育内容について情報を公開し、ブログでは児童の取り組みを定期的に紹介して、情報を発信している。	今後も、これまでの発信媒体を継続させ、事業所の取り組み内容のご理解を深めていただけるよう取り組んでいく。 また、月間の通信についてはデジタル化に伴いブログ内容にて支援情報についての公開を行っていく。
	35	個人情報の取扱いに十分注意している	○	個人情報については児童保護者と個人情報使用同意書を取り交わし、取り扱う個人情報について限定し、個人情報保護法の基、事業全体が守秘義務を厳守して対応している。なお、個人情報に関わる書面等は鍵付きの書庫で保管をし安易に触れないように対応をしている。	今後も現体制を継続していく。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	個々の児童の視覚優位、聴覚優位、また、感覚過敏等それぞれの発達過程や特性に合わせて、目線の高さやアイコンタクトなどに留意をしながら、身体プロンプトや可視化、声の音量、目線の誘導等必要に応じて道具などを用いながら児童の特性に合った配慮を行っている。	職員は常に児童の特性理解に務め、研鑽を重ね、伝わりやすい意思疎通の仕方やコミュニケーション方法を身に付け実践実行していく。また、成長過程における変化などにも流動的に対応を行っていく。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	今年度は未実施であるが、地元のご利用者保護者、商業施設、関係団体からの協力も得ながら懇親会等の実施を模索、計画している。	計画をもとに実施する方向で進めていく。 地域の行事などの情報を主導的に集めていき、事業所として行えることを検討を進めていく。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○	防災、防犯、感染症対応マニュアルについてはマニュアルを策定し、職員への周知徹底、委員会の結成、研修実施等を行っている。業務継続計画(BCP)の策定が完了しており、有事の際にはその計画にしたがって、より計画的な業務遂行が継続できるようにしている。	引き続き、有事の際に、教室の実態に即した対応ができように見直しや改定等を行い運用をしていく。その内容については、職員に十分な周知を行い、職員が有事の際に活用できることを徹底するために、定期的に訓練を実施する。加えて改定等行った内容については児童保護者に周知する。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	災害有事を想定した訓練を集団療育のプログラムに組み入れ、月1回実施をしている。また、実際の避難だけではなく各非常災害における知識の獲得を目的に、ワークシートを使用しグループワークなどで利用児童が自主的に学んでいけるよう取り組んでいる。	今後も災害を想定した訓練を月1回実施や机上学習の取り入れをしていく。また、職員のみならず児童についても年2回、年度初めと9月に実施し、有事の際に備えていく。
	40	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○	利用児童へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、服薬、発症対応等を職員全体で共有したうえで、適切に対応できるようにしている。ご家庭での様子の共有を適宜行いながら適切に対応できるようにしている。	メディカル面については、児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。知らせを受けたうえで、対応方法についても共有をはかっていく。
	41	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	利用児童へのアセスメント、契約時のメディカルチェック等で本人状況を確認し、重篤な状況へと繋がるケースが考えられる場合は、発達検査や診断書等の写しをいただき、職員全体で共有したうえで、対応出来るようにしている。	児童の成長と共に状態が変化していく事項があるので、保護者の方々には定期的に確認をしながら、新たな状態となった場合は必ずお知らせいただくように投げかけている。
	42	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	利用者様が安心・安全を得て、療育を受けられるための重要な観点と捉え、職員が気づいたり体感した内容については書式に残し、定期的な確認と共有化を行っている。	引き続き、事案が発生した場合は速やかに記録に残し未然防止と共有化に務める。
	43	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	どのような状況下においても、児童への虐待はあり得てはならないものとして捉え、本部SVIによる研修を継続し、委員会形式で取り組み、定期的な研修、振り返り等を実施し防止に務めている。研修内容については、適宜職員間での共有を行い認識の齟齬が無いように努めている。	今後も継続して研修を重ね、風通しの良い職場作りに務め、虐待防止に繋げていく。
44	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○	身体拘束を事故防止・対策として安易に正当化することなく、措置として必要な場合は組織的に決定し保護者様に十分な説明をした上でご同意いただき、個別支援計画必ず記入することとしている。また、本部SVIによる研修を継続し、委員会形式で取り組み、定期的な研修、振り返り等を実施し、安易対応とならぬよう防止に務めている。	現在、身体拘束が必要な該当児童は利用しておらず。今後療育支援における安全対策等として、身体拘束が必要となる場合は、左記の手順にて個別支援計画に記載し対応していく。	